

# 意見書

3月定例会では意見書3件を可決し、国など関係機関へ送付しました。

## 議員発議で8度目の意見書提出

放射性物質を含む下水汚泥の  
場外搬出を求める意見書

原子力政策を進めてきた国と東京電力の責任により県北浄化センターから早急に下水汚泥の場外搬出を強く求めるもの。

可決

地方財源の確保を求める  
意見書

地方財政計画に基づく地方財源を確保し、自治体職員の給与は自治体の自主性を尊重することを求めるもの。

可決

福島県最低賃金の引き上げと  
早期発効を求める意見書

福島県の復興促進や労働人口の流出防止、中小企業の支援策強化のため、最低賃金の引き上げと早期発効を求めるもの。

可決

# みなさんからの 請願・陳情

3月定例会では陳情2件を各委員会で審査し、2件とも採択となりました。

陳 情	提 出 者	審査委員会	結果
地方財源の確保を求める意見書提出を求める陳情	日本労働組合総連合会 福島県連合会 伊達地区連合会 議長 萩原善徳	総務文教	採択
福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出を求める陳情	日本労働組合総連合会 福島県連合会 伊達地区連合会 議長 萩原善徳	産業厚生	採択

## 請願・陳情を提出するには

### 請願・陳情とは

地域住民が町政についての意見や要望を直接町や町議会などに対して文書で提出することができます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情と呼んでいます。

### 提出方法

- (1) 様式は特に定まっていますが、紹介議員の署名(陳情は必要ありません)、件名、趣旨及び理由、提出年月日、提出者の住所氏名(法人の場合はその所在地、名称、代表者氏名)を記載し、押印のうえ議長あてに提出してください。
- (2) 1案件につき1請願(陳情)としてください。
- (3) 提出時期はいつでもよいですが、定例会で審査を行いますので、各定例会の10日程度前までに提出してください。定例会の日程は、議会事務局に確認してください。

## 議会ホームページも ご覧ください

議会日程、議会だより、議会内容を記録した会議録はもちろん、議会生中継をしています。

生中継はインターネットを使ってご覧いただくことができます。「議会ホームページ」トップページの「議会中継」をクリックすれば動画が見られます。

ぜひご覧ください。



<http://www.town.kunimi.fukushima.jp/groups/gikai/>

## 2月臨時会

平成25年第1回議会臨時会が2月21日開催され、補正予算1件、専決処分の承認(地方税法の改正に伴う町税条例改正)1件が提出され、それぞれ全員賛成で可決、承認しました。

### 一般会計補正 予算(第5号)

#### 1億375万円増

既定の歳入歳出総額に1

億375万円を追加し、59億3458万円としました。

内容は、県補助金による水田の除染と地方交付税による役場庁舎建設の2事業です。



安全安心な米を作るため吸収抑制剤の散布

## 安全な米づくり に1億円

### 質疑

放射性物質の吸収抑制剤散布の影響は出ないか

#### 問

(阿部泰藏議員)

水田に大量のケイ酸カリやゼオライトを散布することで、稲の生育や米の食味に影響が出たりしないか。

#### 課長

県では、散布する吸収抑制剤

の量からすると、それほど影響はないとみている。とにかく放射性物質セシウムが100ベクレルを超える米を作らないことを第一としたい。

伊達みらい管内以外の状況は

#### 問

(村上晴夫議員)

福島、二本松、郡山等では実施しないのか。

#### 課長

実施すると聞いているが、国

見町では共同散布という形を取りたいと考えているのに対し、個々の農家がそれぞれに散布するようだ。

いつまで続けることになるのか

#### 問

(村上晴夫議員)

セシウムの特性からいって、来年度以降も継続しなければならぬのでは。

#### 課長

平成27年度までの県の補助事業につき、その間は継続することになる。

## 庁舎建設の委託料 375万円を追加

内容は、開発許可申請と外構工事設計。委託料の総額5670万円に。

(※2事業とも平成24年度内に完了しないため、25年度に繰り越して事業が進められます)

## 議会傍聴をしてみませんか



手続きは、受付簿に住所・氏名等を記入するだけで気軽に傍聴できます。

## 次の定例会は6月20日 開催予定です。

詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。  
TEL585-3295(直通)